

# 香川高等専門学校人権委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校人権委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

**第 2 条** 委員会は、人権に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 人権擁護に関すること。
- 二 人権教育の推進に関すること。
- 三 人権問題の啓発に関すること。
- 四 その他人権に関する必要な事項

(組織)

**第 3 条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 副校長
- 二 各主事
- 三 各学科長
- 四 社会科担当教員

2 委員は、校長が委嘱する。

(運営)

**第 4 条** 委員会に委員長を置き、副校長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(専門部会)

**第 5 条** 委員会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、その審議内容を委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

**第 6 条** 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

**第7条** 委員会の事務は、学生課及び学務課において処理する。

(その他)

**第8条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

**附 則**

この規程は、平成21年10月1日から施行する。